

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

第一 総則	・・・・・・・・・・ P 1
第二 基本指針等	・・・・・・・・・・ P 5
第三 感染症に関する情報の収集及び公表	・・・・・・・・・・ P 6
第四 健康診断、就業制限及び入院	・・・・・・・・・・ P 7
第五 消毒その他の措置	・・・・・・・・・・ P 10
第六 医療	・・・・・・・・・・ P 10
第七 新感染症	・・・・・・・・・・ P 11
第八 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する措置	・・・・・・・・・・ P 11
第九 特定病原体等の規制等	・・・・・・・・・・ P 12
第十 慢性感染症に関する規定	・・・・・・・・・・ P 13
第十一 大規模な感染症の発生に関する規定	・・・・・・・・・・ P 13
第十二 費用負担	・・・・・・・・・・ P 14
第十三 雑則	・・・・・・・・・・ P 14
第十四 罰則	・・・・・・・・・・ P 14
第十五 結核に関する規定	・・・・・・・・・・ P 15
第十六 施行期日、関係法令の改正等	・・・・・・・・・・ P 16
別表第一	・・・・・・・・・・ P 18
別表第二	
別表第三	
別表第四	

病原体等の適正な管理を含めた総合的な感染症対策の概要

※黒字：現行の感染症法における規定の概要

※青字：現行の結核予防法に相当する規定の概要

※赤字：今回新たに改正する規定の概要

第一 総則

1 目的

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生を予防し、及びそのまん延の防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。

2 基本理念

- ① 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる施策は、保健医療を取り巻く環境の変化、国際交流の進展等に即応し、新感染症その他の感染症に迅速かつ適確に対応することができるよう、感染症の患者等が置かれている状況を深く認識し、これらの者の人権を尊重しつつ、総合的かつ計画的に推進されなければならない。
- ② 感染症の発生の予防及びそのまん延の防止を目的として国及び地方公共団体が講ずる措置は、感染のおそれ、感染症にかかった場合の重大性等に照らして、必要な最小限度のものでなければならず、かつ、その対象となる者の理解と協力が得られるよう、努めなければならない。
- ③ 感染症の患者等に係る個人情報、これらの者の人権が損なわれることがないように、その適正な取扱いの確保が図られなければならない。
- ④（特定病原体等の適正な取扱いに関する規定）

3 国及び地方公共団体の責務

- ① 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じた感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、感染症の病原体等の検査能力の向上並びに感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上を図るとともに、感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられるように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。この場合において、国及び地方公共団体は、感染症の患者等の人権の保護に配慮しなければならない。
- ② 国及び地方公共団体は、感染症の予防に関する施策が、感染症の患者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、総合的かつ迅速に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。
- ③ 国は、感染症に関する情報の収集及び研究並びに感染症に係る医療のための医薬品の研究開発の推進、感染症の病原体等の検査の実施等を図るための体制を整備し、国